

(資料1 別紙1) 具体例による検討(記載参考例)

事案	二段階目における請求権	対象消費者	確認を求める事項	請求の趣旨・判決主文
①虚偽誇大広告・表示事案	不当利得返還請求権 (民法第703条、第704条) —詐欺取消し(民法第96条第1項)	例1:「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」という広告・表示をされて被告とサプリメント売買契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者	例1:被告の行為が民法第96条第1項の欺もう行為に該当すること	例1:被告と対象消費者との間において、被告が対象消費者とのサプリメント売買契約締結に際し、「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」という <u>広告・表示をする行為は、民法第96条第1項の欺もう行為に当たることを確認する。</u>
		例2:「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」という広告・表示をされて被告とサプリメント売買契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った後、同契約につき民法第96条第1項の取消しの意思表示をした者	例2:対象消費者が支払った金員を被告が法律上の原因なく利得していること	例2:被告と対象消費者の間において、 <u>対象消費者がサプリメント売買契約に基づき被告に支払った金員相当額について、被告が法律上の原因なく利得していることを確認する。</u>
①虚偽誇大広告・表示事案	不法行為に基づく損害賠償請求権 (民法第709条)	例1・例2:被告とのサプリメント売買契約締結に際し、「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」と広告・表示されて、契約を締結した者	例1:被告の行為が故意又は過失による権利侵害行為であること(被告の行為が違法であること)	例1:被告と対象消費者との間において、被告が対象消費者とのサプリメント売買契約締結に際し、「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」と <u>広告・表示して契約を締結する行為は、対象消費者に対する故意又は過失に基づく権利侵害行為であることを確認する。</u>
			例2:被告が対象消費者に対し不法行為責任を有すること	例2:被告と対象消費者の間において、被告が対象消費者とのサプリメント売買契約締結に際し、「絶対誰でも簡単・確実・速攻痩せる」と <u>広告・表示して契約を締結する行為につき、被告に対象消費者に対する不法行為責任があることを確認する。</u>
②不当な勧誘事案	不当利得返還請求権 (民法第703条、第704条) —詐欺取消し (民法第96条第1項)	例1:某国通貨が必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて契約締結を働きかけられて被告と某国通貨売買契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者	例1:被告の行為が民法第96条第1項の欺もう行為に該当すること	例1:被告と対象消費者との間において、某国通貨売買契約を締結するに際し、被告が、対象消費者に対して、某国通貨が必ず値上りする等の記載のある <u>パンフレットを用いて契約締結を働きかけた行為は、民法第96条第1項の欺もう行為にあたることを確認する。</u>
	不当利得返還請求権 (民法第703条、第704条) —断定的判断の提供 (消費者契約法第4条第1項第2号)	例1:某国通貨が必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて契約締結を働きかけられて被告と某国通貨売買契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者	例1:被告の行為が消費者契約法第4条第1項第2号における断定的判断の提供に該当すること	例1:被告と対象消費者との間において、某国通貨売買契約を締結するに際し、被告が、対象消費者に対して、某国通貨が必ず値上りする等の記載のある <u>パンフレットを用いて契約締結を働きかけた行為は、消費者契約法第4条第1項第2号における断定的判断の提供に当たると確認する。</u>
	不当利得返還請求権 (民法第703条、第704条) —法律上の原因の不存在 (詐欺取消し(民法第96条第1項)、断定的判断の提供(消費者契約法第4条第1項第2号))	例2:某国通貨が必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いて契約締結を働きかけられて被告と某国通貨売買契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った後、同契約につき民法第96条第1項又は消費者契約法第4条第1項第2号の取消しの意思表示をした者	例2:対象消費者が支払った金員を被告が法律上の原因なく利得していること	例2:被告と対象消費者の間において、 <u>対象消費者が某国通貨売買契約に基づき被告に支払った金員相当額について、被告が法律上の原因なく利得していることを確認する。</u>

	<p>不法行為に基づく損害賠償請求権 (民法第 709 条)</p>	<p>例 1・例 2：某国通貨が必ず値上りする等の記載のあるパンフレットを用いられて、被告と某国通貨売買契約を締結した者</p>	<p>例 1：被告の行為が故意又は過失による権利侵害行為に該当すること（被告の行為が違法であること）</p> <p>例 2：被告が対象消費者に対し不法行為責任を有すること</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間において、某国通貨売買契約を締結するに際し、被告が、対象消費者に対して、某国通貨について、必ず値上りする等の記載のある<u>パンフレットを用いた契約締結行為は、故意又は過失に基づく対象消費者に対する権利侵害行為であること</u>（違法行為であることを確認する）。</p> <p>例 2：被告と対象消費者の間において、某国通貨売買契約を締結するに際し、被告が、対象消費者に対して、某国通貨について、必ず値上りする等の記載のある<u>パンフレットを用いた契約を締結した行為につき、被告に対象消費者に対する不法行為責任があることを確認する。</u></p>
<p>③ 契約条項の無効が問題となる事案</p>	<p>不当利得返還請求権 (民法第 703 条、第 704 条) —消費者契約法第 9 条第 1 号による無効</p>	<p>例 1・例 2：被告と在学契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者のうち、入学を辞退した者（及び入学を辞退する意思を持って入学式を欠席した者）</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間の在学契約における学納金不返還条項が無効であること</p> <p>例 2：対象消費者が支払った学納金を被告が法律上の原因なく利得していること</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間において、被告と対象消費者との間で締結された<u>在学契約における学納金不返還条項は、無効であることを確認する。</u></p> <p>例 2：被告と対象消費者の間において、<u>対象消費者が在学契約に基づき被告に支払った学納金相当額について、被告が法律上の原因なく利得していることを確認する。</u></p>
<p>④ 契約自体の無効が問題となる事案</p>	<p>不当利得返還請求権 (民法第 703 条、第 704 条) —公序良俗違反による無効</p>	<p>例 1・例 2：被告とモニター特約付寝具販売契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間のモニター特約付寝具販売契約が無効であること</p> <p>例 2：対象消費者が支払った金員を被告が法律上の原因なく利得していること</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間において、被告と対象消費者が締結した<u>モニター特約付寝具販売契約は無効であることを確認する。</u></p> <p>例 2：被告と対象消費者の間において、<u>対象消費者がモニター特約付寝具販売契約に基づき被告に支払った金員相当額について、被告が法律上の原因なく利得していることを確認する。</u></p>
	<p>不法行為に基づく損害賠償請求権 (民法第 709 条)</p>	<p>例 1・例 2：被告とモニター付寝具販売契約を締結した者</p>	<p>例 1：被告の行為が故意又は過失による権利侵害行為に該当すること（被告の行為が違法であること）</p> <p>例 2：被告が対象消費者に対し不法行為責任を有すること</p>	<p>例 1：被告と対象消費者との間において、<u>被告が対象消費者とモニター付寝具販売契約を締結した行為は、故意又は過失に基づく対象消費者に対する権利侵害行為であることを確認する</u>（被告が対象消費者とモニター付寝具販売契約を締結した行為は違法であることを確認する。）。</p> <p>例 2：被告と対象消費者の間において、<u>被告が対象消費者とモニター付寝具販売契約を締結した行為につき、被告に対象消費者に対する不法行為責任があることを確認する。</u></p>

⑤ クーリングオフの可否が問題となる	不当利得返還請求権 (民法第 703 条、第 704 条) ー業務提供誘引販売取引におけるクーリングオフによる契約解除 (特定商取引法第 58 条第 1 項)	例 1 : 被告とモデル・タレント養成講座受講契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った者	例 1 : 被告と対象消費者との間のモデル・タレント養成講座受講契約が、特定商取引法第 51 条の業務提携誘引販売取引に該当すること	例 1 : 被告と対象消費者との間において、被告と対象消費者が締結した <u>モデル・タレント養成講座受講契約が特定商取引法第 51 条の業務提供誘引販売取引に該当することを確認する。</u>
		例 2 : 被告とモデル・タレント養成講座受講契約を締結し、同契約に基づき被告に対して金員を支払った後、同契約につき業務提供誘引販売取引におけるクーリングオフによる契約解除の意思表示をした者	例 2 : 対象消費者が支払った学納金を被告が法律上の原因なく利得していること	例 2 : 被告と対象消費者の間において、 <u>モデル・タレント養成講座受講契約に基づき被告に支払った金員相当額について、被告が法律上の原因なく利得していることを確認する。</u>
⑥ 個人情報流出事案	不法行為に基づく損害賠償請求権 (民法第 709 条)	例 1・例 2 : 被告が流出した個人情報に係る当該個人	例 1 : 被告の行為が故意又は過失による権利侵害行為に該当すること (被告の行為が違法であること)	例 1 : 被告と対象消費者との間において、 <u>被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は、被告の故意又は過失による対象消費者に対する権利侵害行為であることを確認する (被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は、違法であることを確認する。)</u> 。
			例 2 : 被告が対象消費者に対して民法第 709 条の不法行為責任を負うこと	例 2 : 被告と対象消費者との間において、 <u>被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為につき、被告に対象消費者に対する民法第 709 条の不法行為責任があることを確認する。</u>
	使用者責任に基づく損害賠償請求権 (民法第 715 条)	例 1・例 2 : 被告が流出した個人情報に係る当該個人	例 1 : 被告の被用者たる情報管理業者 A が、被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は、情報管理業者 A の故意・過失による権利侵害行為に該当すること (被告の被用者たる情報管理業者 A が、被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は違法であること)	例 1 : 被告と対象消費者との間において、 <u>被告の被用者たる情報管理業者 A が、被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は、情報管理業者 A の故意・過失による権利侵害行為であることを確認する (被告の被用者たる情報管理業者 A が、被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為は違法であることを確認する。)</u> 。
			例 2 : 被告が対象消費者に対して民法第 715 条の不法行為責任を負うこと	例 2 : 被告と対象消費者との間において、 <u>被告が管理保有する対象消費者の個人情報を流出した行為につき、被告に対象消費者に対する民法第 715 条の使用者責任があることを確認する。</u>